明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六五）　一
○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六六）　二
○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（三六七）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三六五号）（財務省）

1　商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表の改正に伴う関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類の改正に関し、関係政令の整備を行うこととした。

2　技術的制限手段を回避する装置等を提供する行為を組成する物品の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物への追加に伴い、認定手続き等の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、平成二四年一月一日から施行することとした。ただし、2については、平成二三年一二月一日から施行することとした。

◇**水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三六六号）（環境省）

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二三年法律第七一号）の施行期日を平成二四年六月一日とすることとした。

◇**水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令**（政令第三六七号）（環境省）

1　水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を定めることとした。（第四条の四関係）

2　有害物質貯蔵指定施設について、報告及び検査の対象施設等として追加することとした。（第八条関係）

3　水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二三年法律第七一号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、改正法の施行の日（平成二四年六月一日）から施行することとした。

政　令

政令第三百六十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの(b)」を加える。

第六十二条の二第三項第四号中「又は商品の形態」を「、商品の形態又は技術的制限手段」に改め、「第三号まで」の下に「、第十号又は第十一号」を加える。

第六十二条の三第二号中「又は商品の形態」を「、商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

第六十二条の十六第三項第四号中「又は商品の形態」を「、商品の形態又は技術的制限手段」に改め、「第三号まで」の下に「、第十号又は第十一号」を加える。

第六十二条の十七第二号中「又は商品の形態」を「、商品の形態又は技術的制限手段」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「を適用することを適当としない貨物」を削り、同条第一号中「第一二一二・二〇号の一の㈠及び㈡」を「第一二一二・二一号の一及び二」に改める。

第五十四条の四中「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「免税」の下に「又は戻し税等」を加え、「第二七一〇・一一号の一の㈠」を「第二七一〇・一二号の一の㈠及び第二七一〇・二〇号の一の㈠」に、「第二七一〇・一一号の一の㈡及び」を「第二七一〇・一二号の一の㈡」に改め、「第二七一〇・一九号の一の㈠」の下に「及び第二七一〇・一二号の一の㈢」を加え、「第二七一〇・一一号の一の㈢及び」を「第二七一〇・二〇号の一の㈡」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈢」を、「第二七一〇・一九号の一の㈢」の下に「及び第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加える。

第五十七条第八号中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(a)及びBの(a)」の下に「並びに第二七一〇・二〇号の一の㈣のAの(a)及びBの(a)」を加える。

第六十四条第一項中「第〇一〇一・一〇号の一の㈠及び㈡のA並びに第〇一〇一・九〇号の一の㈠及び㈡のA」を「第〇一〇一・二一号の一及び二の㈠並びに第〇一〇一・二九号の一及び二の㈠」に改める。

第六十七条第一項中「第〇七一三・三三号の二の㈠」の下に「、第〇七一三・三四号の二の㈠、第〇七一三・三五号の二の㈠」を、「第〇七一三・五〇号の二の㈠」の下に「、第〇七一三・六〇号の二の㈠」を加える。

第七十二条中「第二七一〇・一一号の一の㈠のB」を「第二七一〇・一二号の一の㈠のB及び第二七一〇・二〇号の一の㈠のB」に改める。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦